

(別紙)

## 理由要旨

### 第1 平成20年度支出金

#### 1 正当な理由の有無について

平成20年度支出金に対する監査請求につき、期間を経過したことに「正当な理由」があるかについて、最判昭和63年4月22日・最高裁裁判集民事154号57頁の定立した規範は、「町の予算執行状況について一般の住民に先んじて内容を知りうるような公職にない住民については、町議会で公金支出についての議論がなされたとしても当然に知り得るものではなく、町の広報誌等のそれを知り得るための手段によってそれを知った時点から、実際に監査請求をする時点までが相当な期間内であるかどうかで「正当な理由」の有無を判断すべきである」というものであるところ、本件で、申立人岡野及び彌永が、平成20年度支出金の存在を知り得るきっかけは、平成22年3月4日の新聞報道である。

原判決は、平成21年1月30日に議会で松本の管理人業務の請負が問題になったことを前提として、平成21年5月30日にふれあい講座の平成21年度募集案内が吉田地区に配布されたことをもって、申立人らが平成20年度支出金の存在を知るきっかけになったとしているが、「議会で問題になった」という事実認定は弁論主義に反するし、申立人らは吉田地区の住民ではなく募集案内の配布を知り得なかったのであって、そのような立論は成り立たない。

### 第2 平成21年度支出金

#### 1 裁量権の逸脱・濫用について

地方公共団体はその事務処理に当たって最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする地方自治法2条14項や、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとする地方財政法4条1項を引用し、嵐山町の判断に裁量権の範囲に著しい逸脱又は濫用があり、かつ、これを無効としなければ地方自治法2条14条、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合には、本件委託契約が私法上も違法となるという規範を、最二小判平成20年1月18日民集62巻1号1頁が定立しているところ、ふれあい講座の内容は、講師費用を払って委託するまでのものではないのであって、裁量権の逸脱・濫用を否定した本件原判決は、上記最判の解釈を誤ったものである。

#### 2 政治倫理条例違反

本件原判決は、政治倫理条例違反が違法性が強くないとして公序良俗違反に当たらないとした本件一審判決を引き継いでいる。

しかし、広島高判平成23年10月28日判時2144号91頁が政治倫理条例について法的効果を認めていること、松本は議員として政治倫理条例の制定に関与していることなどからすれば、その違反の違法性が強くないとした原判決の判断は、上記広島高裁判決と相反するものである。

### 第3 結論

本件原判決を破棄すべきである。

以上